

忘れずに納めましょう

個人市・県民税の仕組み

豊かで安心できる地域社会を作るため、住んでいる人が広く負担する「個人市・県民税」。その仕組みを紹介します。

個人市・県民税って？



福祉サービスや都市整備などまちの維持・発展に必要な行政サービスを行うために必要な経費を広く住民の皆さんに負担していただくものが、個人市・県民税です。税額の計算は前年の所得に基づいて行われ、一定の所得がある人に同じ金額を負担していただく「均等割額」と、所得に応じてかかる「所得割額」の合計額が個人市・県民税となります。

個人市・県民税を納める人(納税義務者)

平成28年1月1日(賦課期日)に住んでいた市町村で納めるようになります(1月2日以降に死亡・転出した人もその年度分は課税されます)。納税義務者には6月10日(金)に納税通知書を送付します。なお給与からの特別徴収者は5月13日(金)に事業所宛てに送付しています。

対象となる所得

平成28年度の税金は、平成27年1月1日から12月31日の所得に基づいて計算されます。

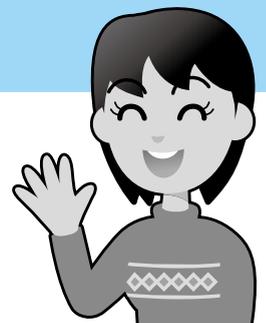
個人市・県民税が課税されない人(非課税者)

- 賦課期日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
 - 寡婦または寡夫、障がい者*、未成年者(平成8年1月3日以降に生まれた人)で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人
 - 前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
 - 控除対象配偶者および扶養親族がいない人
→31万5,000円
 - 控除対象配偶者または扶養親族がいる人
→31万5,000円×(控除対象配偶者+扶養親族数+本人)+18万9,000円
- *障がい者…身体障害者手帳1～6級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持している人 ▶65歳以上で介護保険の要介護・要支援の認定を受けている人

どうやって納めるの？

個人市・県民税の納め方は、毎月の給与から差し引いて納める「給与天引き」、公的年金から差し引いて納める「年金天引き」、口座振替や納付書などを使って直接納める「個人納付」の3通りの方法があります。ただし、2種類以上の収入がある場合は、2つ以上の方法を併用して納める場合がありますので、6月中旬に送付する「納税通知書」を確認してください。

給与天引きなら
会社が納めてくれるので、
納め忘れがなくて安心ね！



特別徴収(給与天引き)

給与支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を給与から天引きして納めます。

対象者

前年中(平成27年1月1日～12月31日)に給与の支払いを受けた人で、平成28年4月1日に給与の支払いを受けている人。
※地方税法では、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられています

公的年金からの特別徴収(年金天引き)

公的年金の支払者が、個人市・県民税を年金から天引きして納めます。

対象者

前年中(平成27年1月1日～12月31日)に公的年金等の支払いを受けた人で、平成28年4月1日に高齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上のうち、公的年金等に対する個人市・県民税が課税されている人。

普通徴収(個人納付)

本市から送付される納付書または口座振替によって納めます。

平成28年度納期限	1期	2期	3期	4期
	6月30日(木)	8月31日(木)	10月31日(月)	平成29年1月31日(火)

対象者

給与からの特別徴収や公的年金からの特別徴収の方法で納める対象でない人。

納付できる場所

- 市内に営業所のある金融機関
- 四国内のゆうちょ銀行および郵便局(納期限内に限ります)
- コンビニエンスストア(納期限を過ぎた場合、または合計金額が30万円を超える場合は納付できません)
- 納税課(市役所本館2階)、支所
- 市民サービスセンター(納期限内に限ります)

個人市・県民税について
理解していただきましたか？
税金は忘れずに納めましょう。



これら3つのうち、いずれかの方法もしくは2つ以上の方法を併用して納めていただきます。

■特別徴収(給与天引き)の完全実施

平成27年度から県下一斉に、個人市・県民税の特別徴収の完全実施に取り組んでおり、本市でも段階的に実施しています。特別徴収となった場合、納税通知書は事業主を通じて渡されるため、自宅に届くことはありません。
※給与以外の所得がある場合は、自宅に納税通知書が届くこともあります

■マイナンバー情報の提出にご協力ください

給与所得の源泉徴収票などにマイナンバーを記載することは、法令で定められた事業主の義務になっており、行政機関などに提出しなければなりません。事業主から従業員などに対して、マイナンバー情報の提出の依頼があればご協力をお願いします。